

令和4年(ヨ)第15号 関西電力株式会社・高浜発電所1～4号機運転差止仮処分

決 定 要 旨

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由 の 要 旨

第1 事案の概要

本件は、債権者らが、債務者（関西電力株式会社）において福井県大飯郡高浜町田ノ浦1に設置、運転している高浜発電所1号機から4号機まで（以下、併せて「本件原発」という。）について、その運転により重大な事故が発生し、債権者らの生命、身体等の重大な法益に対する侵害が生ずる具体的な危険性があると主張して、債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、本件原発の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てる事案である。

第2 争点に対する判断の要旨

1 基準地震動の不合理性

(1) 基準地震動が低水準であること

本件原発の基準地震動は、新規制基準に基づいて、伝播特性やサイト特性といった、本件原発敷地周辺の地域特性を踏まえ策定され、原子力規制委員会において新規制基準の適合性が認められているところ、原子力規制委員会の具体的審査基準に不合理な点はなく、また、債務者のした調査及びこれに基づく原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があったような事情は見当たらず、基準地震動の策定が適切であるとの債務者の疎明は尽くされていると評価することができる。

ある特定の地点における地震動を適切に評価するには、地震の震源特性、地震波の伝播特性、及び地盤の増幅特性に関して、地域性の違いを十分に考

慮することが必要であるところ、債権者らが指摘する地震観測記録についてみれば、地域特性が異なる各地点で計測されており、しかも、同地震観測記録には、本件原発の検討用地震とは地震発生様式の異なるものが含まれている。債権者らの主張は、過去のいずれかの地点で観測された地震動の数値と単純に比較するというものであって、その地域特性を踏まえたものではない。

(2) ばらつき条項の不遵守

ア 松田式¹及び入倉・三宅式²は、レシピにおいて地震規模を求める関係式として使用されていること、また、松田式についていえば、最新の知見を基に検証すると、元データとより整合することが認められることからすれば、現在においても一般的に信頼性を有するものといえる。

債権者らは、松田式が、マグニチュードのデータに基づき、数理的な根拠をもって合理的に設定されたものであったとするならば、古いマグニチュードのデータを基に作った松田式は間違っているのであり、正しい地震規模に基づく新たな松田式が示されるべきであるところ、松田式自体が見直されていないことは不合理であると主張する。

しかしながら、最新の知見に基づいたマグニチュードのデータからしても、松田式の信頼性は保たれているものであり、見直しが必要であるとはいえない。

イ 債権者らは、経験式の適用結果に対して、経験式の前データのばらつきを考慮し、上乘せの補正をする必要があると主張するところ、債務者は、松田式及び入倉・三宅式へ代入する断層の長さ、断層の幅、断層傾斜角等の値について、不確かさを考慮した上で保守的な値を設定して地震動評価を行っており、経験式の適用結果に対してばらつきを考慮して更なる上乘

¹ 断層長さや地震規模という物理量間の相互関係に着目して導かれた経験式

² 震源断層面積と地震モーメント (M₀) の関係式

せを行うとすれば、各種の不確かさを二重に評価することとなり、その結果は、松田式及び入倉・三宅式により算出した地震規模からの乖離が大きくなり、それらの式によって地震規模を算出するとした科学的根拠との間で齟齬が生じる。

債務者及び原子力規制委員会が、基準地震動の策定において、経験式の適用結果に対して、更なる上乘せをしていないことが、不合理なものとはいえない。

2 基準地震動以下の地震によって重大事故が発生する危険性

(1) 老朽化に伴う問題

ア 新規制基準は、発電用原子炉の設置者に対し、保安のために必要な措置として、運転を開始した日以後40年を経過した発電用原子炉施設について、運転を開始した日以後50年を経過する日までに高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、許可を受けた延長する期間が満了するまでの期間において10年間に実施すべき施設管理に関する方針を策定することを要求しており、債務者は、これらの規制の内容を踏まえた対応を行っていることが認められる。

債権者らは、これまで40年を超えるような長期運転がなされてきた原発にどのような技術的問題が発生するのかについての蓄積がなく、予測も困難であると主張するが、債務者は、劣化状況評価に際しては、経年劣化事象を考慮した上で、安全を確保するために重要な機器及び構造物が必要な耐震安全性を備えていることを確認しているものであることを踏まえれば、長期運転に伴って生じる技術的問題について考慮されているといえることができる。

イ 債権者らは、本件原発の一つである高浜発電所4号機において、原子炉が自動停止したトラブルが発生していることからすれば、老朽化に伴う問題があると主張する。

同トラブルが発生した原因について調査がなされているところ、その調査結果として、原因は、通常設計としては想定していない引張力が作用したことによるものとされている。前記調査結果の内容に不合理な点はなく、原子力規制委員会においてもその妥当性が了承されていることからすれば、同トラブルの発生は、経年劣化によるものによって生じたものであるとは認められないから、同トラブルが発生したからといって、本件原発に老朽化に伴う問題があるということとはできない。

(2) 主給水ポンプ破損時の危険

基準地震動以下の地震によって主給水ポンプが損傷しても、基準地震動による地震力でも安全性を損なわないことが求められる補助給水設備が存在し、それにより2次冷却系の機能を維持することが可能である。

また、2次冷却系からの除熱機能喪失した場合においても、炉心損傷を防止するための対策が取られており、炉心損傷防止の手段として不合理な点があるものとは認められない。

3 使用済み核燃料の危険性

新規制基準において、使用済核燃料が、耐圧性を有する堅固な容器により使用済燃料を閉じ込めることまでは要求されていない趣旨は、使用済燃料が冠水さえしていれば、使用済燃料の発する崩壊熱は大量に存在する周囲の水に伝達されるため十分除去されると考えられていることにあると認められ、使用済核燃料の貯蔵施設が堅固な施設によって囲い込むことを定めていないとしても、そのことが不合理であるとはいえない。

使用済核燃料ピットの耐震安全性は確認されている。また、テロ等による危険性については、原子力発電所においてはテロリズム対策が規定されているところであり、新規制基準において、使用済核燃料の貯蔵施設が、テロ等からの防御を目的として堅固な施設によって防御を固められる必要があるということとはできない。

4 本件原発におけるテロリズム対策の合理性

- (1) 債務者は、テロリズムに対して新規制基準の定めに応じた措置として一定の対策を講じることとし、その点について原子力規制委員会から新規制基準に適合する旨の判断を得たものであり、原子力規制委員会の判断や、それへ至る過程に不合理な点はない。
- (2) 債権者らは、故意による大型航空機の衝突が起きれば、特定重大事故等対処施設は全く役に立たないと主張する。

しかしながら、債務者は、テロリズムによる発電用原子炉施設における大規模な損壊を想定した場合でも、放射性物質の放出を低減するための措置を講じることとし、その点について原子力規制委員会から新規制基準に適合する旨の判断を得ている。また、故意による大型航空機の衝突のような事態に対して、原子力事業者は、国と連携してこれに対処するにすぎないのであり、こうした法令の定めを前提とすると、債務者が独自に上記のような事態に対する直接的な対策を講じていないとしても、そのことを債務者による本件原発の運転に係る違法性を基礎付ける事情として評価するのは相当でない。

5 避難計画等

原子力発電所の安全設計においては、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求める深層防護の考え方にに基づき、5つの防護階層として具体化に設定されているところ、その最後の層である第5の防護レベルが、放射性物質が原子力施設外に放出されることを前提とした避難計画である。

しかしながら、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認め

ることはできない。債権者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえないから、当該債権者らの主張は理由がない。避難計画の不備についての債権者らの主張については判断するまでもない。

第3 結論

以上によれば、本件では被保全権利の疎明があるとはいえないから、保全の必要性について判断をするまでもなく、債権者らの本件仮処分命令申立ては理由がない。よって、本件申立てをいずれも却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年3月29日

福井地方裁判所民事部

| | | | |
|--------|---|---|-------|
| 裁判長裁判官 | 加 | 藤 | 靖 |
| 裁判官 | 摸 | 利 | 純 史 |
| 裁判官 | 瀧 | 田 | 慎 太 郎 |